平生町立平生中学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月策定
平成２７年３月改訂
平成３０年３月改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる学校行事・部活動等を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談や定期的な生徒アンケート、保護者アンケートの実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかし、部活動内での人間関係のトラブルや、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」「平生町いじめ防止基本方針」を基にして「平生町立平生中学校いじめ防止基本方針」を定める。

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめとは（いじめの定義）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条）

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

◇　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
◇　仲間はずれ、集団による無視をされる
◇　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
◇　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
◇　金品をたかられる
◇　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
◇　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
◇　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2　いじめの防止等に係る基本的考え方

（1）いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第４条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

（2）いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があるため、生徒に関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して速やかに、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない（学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る）。

（3）家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を見守り、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止める体制を構築するため、相談窓口等の周知、ＰＴＡや学校運営協議会等と積極的に協働を図る。

（4）関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、町教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1　いじめの防止等のために実施する事項

（1）いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導委員会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○　いじめ対策委員会

年間３回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・　構成

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談（生徒支援）担当、養護教諭、学年生徒指導（※ 必要に応じ、その他の教職員、学校運営協議会委員の参加や、町教委及び外部専門家と連携・協働する体制を構築する。）

・　役割

【未然防止】
◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
【早期発見・早期対応】
◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議を開催、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
◇ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】
◇ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
◇ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
◇ 「学校いじめ防止基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割

○　生徒指導委員会

毎週の定例会議、事案発生時に緊急会議等

・　構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導、教育相談（生徒支援）担当、養護教諭
（※必要に応じ、ＳＣ・ＳＳW、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。）

・　役割

◇　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
◇　いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導　等
◇　学校行事、校内研修等の企画・実施
◇　アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

（2）人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

（3）豊かな心を育む教育の推進

- 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育を充実させる。
- いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。

２　いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「年間計画」により、いじめ対策委員会を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未 然 防 止

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 全教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回のいじめの問題に関する校内研修会を実施する。
- すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、「i-check」等の検査結果を活用する等、生徒理解に努める。
- 小中の切れ目のない支援体制を構築するため、小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- 生徒指導委員会の定期的な開催により、諸問題に対する取組の評価・検証・改善を図る。
- 「発達障害を含む、障害のある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒」、「性同一性障害等に係る生徒」、「被災生徒」等の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ることなど、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

（2）教育活動全体を通した取組

- 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や生徒の主体的な活動を推進する。
- すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。
- 学校行事やボランティア活動等の体験活動に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

（３）「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

当該委員会は、いじめの防止等の取組について、「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していくことが求められる。このため、当該委員会に生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員に情報共有が図られる体制づくりが欠かせない。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

（４）学校評価による評価・検証・改善

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

（5）家庭・地域との連携

・ 生徒の変容が早期発見できるよう、日頃から保護者との信頼関係づくりに努める。
・ ＰＴＡ、学校運営協議会、青少年育成町民会議等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の共通理解と解決に向けて地域ぐるみで取り組む体制づくりを行う。
・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早 期 発 見

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の３つのレベルに分類する。

【レベル１】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

【レベル２】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの

【レベル３】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの

＊また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（1）校内指導体制の確立

・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と連携し、定期アンケート、教育相談に取り組み、担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
・ 開かれた保健室・教育相談室づくりの取組等、様々な手段で生徒の悩みをしっかりと受け止める。

（2）家庭・地域との連携

・ 学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。
・ 定期的な学校公開日等の設定、学校支援ボランティアとの協働等、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。
・ 保護者懇談会等においては、開催日時や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

早期対応

（1）早期対応のための本校の体制

- いじめを認知した場合は、担当教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

（2）いじめへの対応

- いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努め、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、心情に寄り添い、生徒のために協働していじめを解決していく。
- いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向けて取り組むことを伝えるとともに、生徒の心情の背景に迫り、よりよい成長のために協力を依頼する。

（3）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

＊ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（4）地域・関係機関との連携

・　日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

・　犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成１６年４月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成２２年１１月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3　重大事態への対応

重大事態とは ○　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等） ○　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間３０日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第２８条） ※　生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

（1）重大事態の判断について

暴力行為や不登校等の事案が、上記の重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から町教委が情報収集し、事実関係を整理した上で、「問題対策連絡協議会」において判断する。よって、学校において重大事態及び疑わしき事案である場合には、速やかに事態発生について町教委に報告し、指導を受ける。

また、生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして町教委へ報告する。

（2）重大事態への対応について

重大事態への対応については、町教委による「問題調査委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行い、いじめの全容解明と早期対応を行う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

（3）留意事項について

町教委が「問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

いじめの重大事態については、県方針、町方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成２８年３月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

Ⅲ　家庭・地域・関係機関との連携

　策定した学校いじめ防止基本方針は、ＨＰへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしたり、入学時や各年度の開始時において生徒、保護者等に説明を行ったりするなど、学校いじめ防止基本方針の周知・啓発に努める。

　いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、青少年育成町民会議等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

　また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

（1）本校の相談窓口

平生町立平生中学校	ＴＥＬ　０８２０－５６－２０５３	ＦＡＸ　０８２０－５６－３６５０
	ｅメール jhshirao@town.hirao.lg.jp	

（2）関係機関等の相談窓口

○　こどもの人権１１０番（山口地方法務局）	０１２０－００７－１１０
○　いじめ１１０番（やまぐち総合教育支援センター）	０８３－９８７－１２０２
○　サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	０８３－９２２－８９８３
○　ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	０１２０－４９－５１５０
○　ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	０８３－９８７－１２４０
○　山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	０８３－９３３－４５３１
○　ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

平成３０年度　平生町立平生中学校　いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 全委員による会議① （年度方針・計画作成）	入学式（全学年） オリエンテーション（1学年） 交通安全教室（1学年） 家庭訪問（全学年）	学校いじめ防止基本方針の通知 ＰＴＡ総会 保護者アンケート①	学校運営協議会 担当者確認（警察等関係機関） 交通安全教室（警察）
5	情報モラル研修会	キャリア教育講演会（全学年） 宿泊研修（１学年） 平和学習（２学年） 修学旅行（３学年） 情報モラル研修会（全学年）	保護者アンケート② 情報モラル研修会	熊毛郡中教研総会（熊毛郡内中学校） 情報モラル研修会（携帯キャリア・警察）
6	校内研修①（いじめ）	薬物乱用防止教室（全学年） 定期教育相談①（全学年） ｉ－ｃｈｅｃｋ（全学年）	保護者アンケート③ 学校開放週間①	中高連絡協議会（熊毛地区内中・高等学校） 平生町青少年育成町民会議常任委員会・総会 平生町生徒指導委員会 出前授業（町内小学校） 薬物乱用防止教室（警察）
7	取組状況検討会① （アンケート結果集約・情報共有）	保護者懇談会（全学年） 思春期講演会（全学年） ふるさと体験学習（全学年）	保護者会（全学年） 学校だより 保護者アンケート④ 防犯パトロール	学校運営協議会 小中合同研修会（町内小中学校） 防犯パトロール

8	校内研修②（カウンセリング）		防犯パトロール	防犯パトロール 校内研修（スクールカウンセラー）
9		運動会（全学年）	運動会 保護者アンケート⑤	
10	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	文化祭（全学年） いじめ防止・根絶キャンペーン（生徒会） ｉ－ｃｈｅｃｋ（全学年）	文化祭 いじめ防止・根絶キャンペーン 保護者アンケート⑥	平生町青少年育成町民会議常任委員会 出前授業（町内小学校）
11	校内研修③（人権教育）全委員による会議② （経過報告等）	定期教育相談②（全学年） チャレンジワーク（２学年） 人権教育参観日（全学年） ひらお手伝い隊（１学年）	保護者アンケート⑦ 学校開放週間②	学校運営協議会 平生町青少年健全育成推進大会 平生町生徒指導委員会
12	取組状況検討会② （アンケート結果集約・情報共有）	生徒会選挙（全学年） 保護者懇談会（全学年）	保護者アンケート⑧ 保護者会（全学年）	学校運営協議会 入学説明会（町内小学校） 防犯パトロール
1	校内研修④（情報モラル教育）		保護者アンケート⑨	防犯パトロール
2	取組状況検討会③ （アンケート結果集約・情報共有）		保護者アンケート⑩	立志の集い（２学年） 平生町生徒指導委員会 平生町青少年育成町民会議常任委員会
3	全委員による会議③ （方針の見直し等） 生徒指導上の課題集約	卒業式（全学年） 新入生１日入学（新１年生）	保護者アンケート⑪	学校運営協議会 防犯パトロール

※生徒アンケート（毎週木曜日に実施）